



## がん具煙火の貯蔵（販売）について



地域の皆様にとって身近な存在である「がん具煙火」について、最近是一年を通じて販売されており、春から夏にかけて特に販売数量が増加する時期です。

こうしたがん具煙火は火薬を使用しており、危険な物品に該当することから可茂消防事務組合火災予防条例及び規則により、延べ面積1,000㎡以上の大規模小売店において、がん具煙火を販売する場合は「禁止行為の解除承認申請」が必要となります。

売り場での陳列についても、規制を受ける場合がありますので、ご注意ください。

また、がん具煙火の貯蔵量に応じて、安全な場所に貯蔵するための技術上の基準等が規定されています。

チャートを参考にいただき、安全な貯蔵と販売をお願いします。

※がん具煙火とはおもちゃ花火のことです。



# がん具煙火（おもちゃ花火）の貯蔵（販売）チャート

延べ面積1,000㎡以上の大規模小売店でがん具煙火を販売する。



「禁煙」「火気厳禁」「危険物品持込厳禁」の標識が掲示されている店舗です。

YES ↓

禁止行為の解除承認申請

YES ↓

貯蔵または販売するがん具煙火の総火薬量が25kgを超える。

YES ↓

庫外貯蔵庫の設置が必要。

NO ↓

貯蔵または販売するがん具煙火の総火薬量が5kg以上ある。

YES ↓

売り場は可能な限り総火薬量5kg未満に。  
在庫管理はふた付き不燃容器もしくは防災処理を施したおおいを被せる。

NO ↓

YES ↓

売り場はできるだけレジ近くのスタッフの目が届く場所で。  
売り場近くに消火器を置いて、安全に販売をお願いします。



楽しい夏の思い出は、安全な貯蔵と販売から！